

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

冬

2018

No.10

すずかめ

各部会・支部活動報告

公益
社団法人 鈴鹿法人会
Suzuka Kame

転んでも、
起き上がればいい。
何度でも。

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

 **大同生命**

三重支社 四日市営業所/三重県四日市市安島1-2-27 (ジェックスビル7F A号) TEL 059-352-2046

Mokuji

- | | | | | | |
|----|-------------------|----|-----------------------|----|-------------|
| 1 | 会長あいさつ | 14 | 第34回法人会全国大会(福井大会) | 31 | 企業保証プラン |
| 2 | 年頭のごあいさつ | 15 | 平成30年度税制改正要望事項(要) | 32 | 企業地震保険 |
| 4 | 平成29年度 納税表彰式 | 19 | 税務コーナー | 33 | 給与サポート保険 |
| 5 | 平成29年度「税を考える週間」行事 | 25 | 鈴鹿のモータースポーツ雑学
エッセイ | 34 | 新入会員紹介 |
| 6 | 青年部会だより | 26 | わがまちウォーク 街角ウォッチング | 36 | 事務局だより・編集後記 |
| 8 | 女性部会だより | 28 | 歴史・名所・史跡 | | |
| 11 | 支部だより | 30 | 食レシピ | | |



公益社団法人
鈴鹿法人会 会長
岡田 信春

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、常日頃から公益社団法人鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

法人会の理念は、「法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」でございます。

この理念を基に、鈴鹿法人会では、会員の皆様方のご協力をいただき、「税に関する活動」及び「地域貢献活動」などの事業に積極的に取り組んでおります。

昨年は、毎年大好評であります、鈴鹿市教育委員会および亀山市教育委員会後援の「親子税金クイズと映画鑑賞会」につきまして、鈴鹿市民会館が改修工事であったため鈴鹿市文化会館での開催となり、入場定員500人を大幅に超える1,902人の応募をいただき多数の方にご迷惑をおかけした幸いです。

今年も、本会・青年部会・女性部会が創意工夫して「親子税金クイズと映画鑑賞会」、「租税教室」、「税に関する絵はがきコンクール」、「特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え・壁飾りの贈呈」等々の事業を開催する予定でございます。

また、平成31年10月3日(木)には公益財団法人全国法人会総連合が主催する全国大会がサオリーナで開催されることが決定しております。

さて、最近の我が国の経済は、大手企業においては内部留保が過去最高との報道がありますが多くの中小企業はこのような実感は無く、また、平成31年10月1日から施行予定となっている消費税法の改正等ますます厳しい状況が続くのではないかと危惧しているところでございます。

このような情勢ではありますが、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同、一致団結し、当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

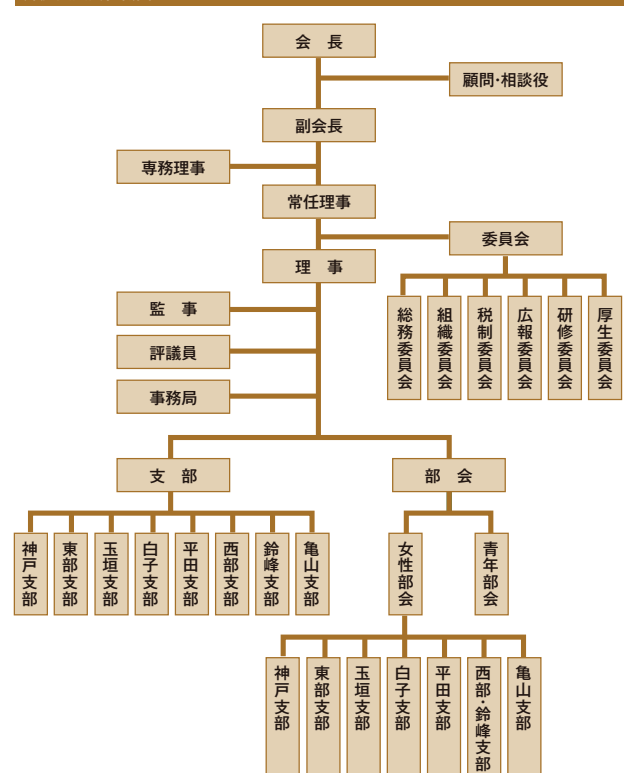
皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿 (順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信春	三恵工業(株)
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	杉野 文雄	杉野工業(株)
	近藤 博信	(有)鈴鹿ポトリー
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
	石井 朋子	(有)プランタンさかきや
総務委員長	阪田 朋成	(株)サカタ
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)マイトソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	渡邊 孝明	(株)ナベカ
神戸支部長	岡村 信之	(株)オカトモ
東部支部長	井上 準二	峰徳運輸(株)
玉垣支部長	西口 直人	西口建工(株)
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	西村 善行	鈴鹿インター(株)
西部支部長	坂口 英夫	(株)坂口商店
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	杉野 大雄	杉野工業(株)
女性部会長	吉澤 時子	(株)ヨシザワ
専務理事	近藤 悟	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図



年頭のごあいさつ



名古屋国税局
課税第二部長

中川 政晴

さて、昨年管内の経済情勢を振り返りますと、輸出、生産、設備投資の増加、個人消費の持ち直しなどにより、景気は拡大しております。また、この地域においては、2027年予定の「リニア中央新幹線」の開業を見据えた名古屋駅周辺の再開発が進んでおり、新しい名古屋の玄関口として、名古屋駅直結の超高層複合ビル「ゲートタワー」が開業するなど大いに活気付いております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、史上最年少でプロ棋士となった愛知県出身の藤井聡太四段の活躍や、秋篠宮家の長女・眞子様の御婚約発表といった大変喜ばしい出来事がありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、経済活動の国際化・ICT化の進展とともに、様々な制度改正が行われるなど、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

具体的には、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後とも積極的な取組をお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。皆様には、これまでもe-Taxやマイナンバー制度の普及・定着をはじめ、消費税の軽減税率制度や税を考える週間、確定申告期における税の啓発活動などに、多大な御支援をいただいております。

このような御協力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ



鈴鹿税務署長

森 清 二

新年明けましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎え、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、毎年恒例となりました「親子税金クイズ・映画会」、「小学生の絵はがきコンクール」及び小中学生に対する「租税教室」の開催など、次代を担う若い世代に正しい税の意義・役割を理解してもらうための啓蒙活動に、本会をはじめ女性部会並びに青年部会の皆様が一丸となって取り組んでこられました。

特に、「親子税金クイズ」では、単にクイズを出題するにとどまらず、各種キャラクターに扮したり、サザエさん一家を題材とした寸劇を交えるなど、参加した小学生の皆さんにとって、楽しみながら税を理解してもらう非常によい機会となったと思います。

また、「租税教室」の講師育成についても、講師を務めていただく会員の皆様が、勉強会を繰り返すなど、非常に熱心に取り組んでいただいております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員並びに会員の皆様の法人会活動に対する並々な熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後ともより一層、会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を通じまして、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

さて、平成29年1月から税務署へ提出いただく申告書等の税務関係書類へのマイナンバー及び法人番号の記載が本格化したところですが、国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧くださいませようお願い申し上げます。

また、間もなく、平成29年分の所得税等の確定申告が始まりますが、例年、申告会場である「イオンモール鈴鹿」には多くの方が来場され、時間帯によっては、長時間お待ちいただくなど、ご不便をおかけしております。

そこで、是非ご利用いただきたいのが「国税庁ホームページ」の「確定申告書等作成コーナー」です。画面の案内に従って金額等を入力していただくと、所得金額や税額が自動計算され、所得税の確定申告書などが作成でき、そのまま、印刷して税務署に郵送等で提出すれば、混み合った申告会場に出向く必要はありません。なお、作成した申告書は、郵送以外にもe-Taxを利用して、24時間いつでも申告書等を提出することもできます。

併せて、従業員の方々にも、確定申告される場合には、是非とも「国税庁ホームページ」の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただきたく、社内広報などにより周知方、お願い申し上げます。

ところで、ご承知のとおり、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度が、平成31年10月から実施されることされています。国税当局といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行なっていただけるよう関係省庁や法人会をはじめとする関係民間団体の皆様と緊密に連携を図りながら、着実な制度の広報・周知や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。鈴鹿法人会の皆様にも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

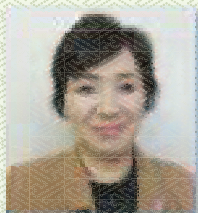
結びにあたりまして、新しい年の公益社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成29年度 **納税表彰式**

去る平成29年11月17日(金)、平成29年度鈴鹿税務署納税表彰式がコンフェット鈴鹿平安閣で挙行され、次の方々が受賞されました。皆様、受賞おめでとうございます。



鈴鹿税務署長表彰



女性部会副部会長
倉田 澄子 殿

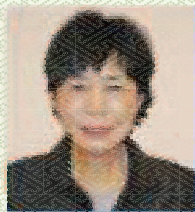


女性部会理事
芝 信子 殿

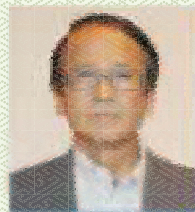
鈴鹿税務推進協議会長表彰



神戸支部長
岡村 信之 殿



女性部会副部会長
沖 澄子 殿



亀山支部長
服部 昌弘 殿

また、次の方は、当会においても役員としてご活躍を頂いておりますが、今回は他団体にて受賞されました。

名古屋国税局長表彰

監事

北川 亨 殿
(鈴鹿間税会 会長)

鈴鹿税務署長表彰

税制委員長

森 通人 殿
(鈴鹿納税貯蓄組合連合会 理事)

鈴鹿税務推進協議会長表彰

理事

堀田 誠 殿
(鈴鹿間税会 副会長)

平成29年度 「税を考える週間」 行事

親子税金クイズと映画鑑賞会

「税を考える週間」の事業として、平成29年11月12日(日)、鈴鹿市文化会館におきまして、「親子税金クイズと映画鑑賞会」を開催しました。

例年、鈴鹿市民会館で開催しておりましたが改修工事のため今回は鈴鹿市文化会館での開催となり、入場定員500人のところ1,902人の方からご応募をいただき多数の方にご迷惑をおかけしました。

親子税金クイズは、青年部会・女性部会の方々が「サザエさん」の登場人物に扮し寸劇を演じました。

また、劇中において税金クイズを出題し、森鈴鹿税務署長が税金博士となり、一問ずつ答えを発表していただき参加者から大歓声が沸きあがり大いに盛り上がりました。



税に関する「絵はがきコンクール」の展示と表彰式

小学4年生から小学6年生の児童を対象に募集しています「絵はがきコンクール」は、本年も鈴鹿市・亀山市の小学校35校から1,013枚のご応募をいただきました。

児童をはじめ教育関係者および保護者の皆様のご協力に深く感謝いたします。

入選者の皆様には、11月5日(日)鈴鹿ハンターにおいて鈴鹿税務連絡協議会が主催した表彰式において表彰させていただきました。

鈴鹿法人会は、今後も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。

鈴鹿税務署長賞



鈴鹿市立神戸小学校
6年 高橋 莉乃

鈴鹿税務推進協議会長賞



鈴鹿市立桜島小学校
6年 鈴木 伶菜

鈴鹿税務連絡協議会長賞



鈴鹿市立深伊沢小学校
4年 山口 姫依



公益社団法人 鈴鹿法人会会長賞
鈴鹿市立清和小学校
6年 岡本 紫音

公益社団法人 鈴鹿法人会女性部会長賞



亀山市立関小学校
5年 若林 結来

青年部会

8/3 親子バスツアー

今回も親子バスツアーに行ってまいりました。2017年8月3日早朝に参加者全員が元気に顔を揃えてバスは出発いたしました。今回の目的地は中部セントレア。税関の仕組みを小学生の親子さんと楽しく見学しながら税を勉強しました。中でも麻薬探知犬によるデモンストレーションではたくさんの質問が飛び交い子どもたちも興味津々でした。その後は東邦ガスさんプレゼントも一つのお楽しみガスエネルギー館へ。バスの車中でも杉野部長より「お家に帰ったら今日学んだ事を是非皆さんと話してほしい」と促してもらいました。最後になりますが、参加者全員の税に対する意識の向上と無事の帰還をご報告いたします。(研修委員会 宇田真太郎)



8/21 全日本エコドライブチャンピオンシップ2017

鈴鹿サーキットで行われた大会に参加いたしました。これは全国のエコドライブトップランナー企業・自治体が、普段のエコドライブの技術や成果を競い合う場として、燃費が良く、CO2および交通事故削減に寄与する「エコドライブ」の全国的なムーブメントをつくることを合言葉に、レーシングコースを走りタイムと燃費を競いました。昨年は元F1ドライバーの片山右京氏に次ぐ部門2位! 総合3位の大番狂わせで末松市長も驚いておられましたが、本年は細やかなレギュレーションが変更され、また確認不足でポイントは低くなり残念ながら入賞果たすことができませんでした。しかし来年こそはまた表彰台に返り咲きますので応援よろしくお願いたします。(研修委員会 宇田真太郎)



9/9 鈴鹿げんき花火

今年で三回目の鈴鹿で大きなイベントに成長してきました鈴鹿げんき花火大会に今年も参加してきました。法人会青年部の恒例事業となりたくさんのメンバーで大変盛り上がりました! 子供たちとお母さん? に大人気の宝探しゲームも今年で三回目ともあって、砂山が毎年巨大になり参加している子供たちも見たことのない砂山に大興奮していました! いろいろな法人会活動を通じて子供たちや親御さんたちの笑顔を見られることはとても嬉しく思います。今年も準備をしていただいたメンバーの皆さんお疲れ様でした。来年もよろしくお願いたします。(総務委員長 大谷業人)



9/19 利き酒会

青年部恒例行事「利き酒会」を開催しました。今年度は地元鈴鹿の酒蔵である「清水清三郎商店」より社長の清水慎一郎様をお招きし、日本酒についての講話をいただいた後、ご自慢の「作」3種類を使って利き酒を行いました。多数の正解者が出ると思われましたが全問正解者がなんと1名しかいないという散々な結果となりました。まだまだお酒のたしなみが足りない青年部でした。

また、この利き酒会には今年も鈴鹿税務署から森清二署長と大庭久典統括国税調査官、本会からは樋口副会長、飯田副会長、女性部からは吉澤部会長、倉田副部会長にご参加いただき、税について語り合うことができ大変有意義な時間となりました。

(税制委員長 藤田将地)



10/13・14

平成29年度 視察研修旅行

会員企業の健全な発展を目的に10月13日、14日と視察研修旅行を実施させて頂きました。

一行は大阪市に向かい、まずはものづくりビジネスセンター大阪にて様々な企業ブースを見学し知識を深め、その後は吉本新喜劇を鑑賞して日頃のストレスを解消。夜は屋形船に乗りながらの懇親会。

翌日は朝から視察研修先を京都市に移し伏見稲荷大社で商売繁盛を祈願しました。

午後から朝日新聞京都工場に伺い新聞がどの様に構成され、その後印刷されているのかを学びました。2日間の研修は非常にタイトなスケジュールでしたが、皆さまの御理解、御協力のもと円滑に進行できたと共に非常に有意義な視察研修旅行になりました。

今回の視察研修旅行の経験を基に会員企業の益々の繁栄に繋がれば幸いに存じます。ありがとうございました。(組織増強委員長 久畑吉宣)



11/17 第29回 情報交換会

四日市都ホテルにて、四日市法人会青年部主催の第29回情報交換会が開催され鈴鹿の杉野大雄部会長の開会の辞で始まりました。四日市青年部の現状報告では租税教室についてパワーポイントを活用した事例の報告がありました。その後、テーブルディスカッションでは業種別に分かれ人材育成について情報交換を行いました。いろんな意見を聞くことができ仕事に活かしていきたいと思いました。

懇談会では小学生による迫力ある諏訪太鼓でオープニングスタートをしてその後「知力、体力、運」を試すゲームが行われ鈴鹿法人会は最後の運ゲームで力を発揮し3位となり杉野部会長が表彰されました。(副部会長 佐藤左恭)



11/10 高知大会

法人会全国青年の集い高知大会に行ってみりました！天気にも恵まれ、河川敷にて各物産展などが沢山開かれ活気溢れる催しになっていました。青年部のメンバー一同で、この時期に美味しい戻りカツオなどを頂き、高知の美味しい料理も楽しむことができました。

今回の全国大会は三重県に近い岐阜との事ですので、鈴鹿法人会青年部の大勢のメンバーで楽しく行ってみたいと思います。

今回の全国大会に尽力していただいた事務局のみなさんと青年部メンバーの方々、お疲れ様でした！(総務委員長 大谷業人)



租税教室

鈴鹿法人会の主要行事である小中学生を対象とした「租税教室」がいよいよ始まります。

本年はマニュアルを一新しさらにパワーアップして行っていく予定です。昨年同様、女性部、高田短期大学とも連携し小学校13校、中学校1校を対象に租税教室を実施していきます。

税のオピニオンリーダーとして地域の税知識、納税意識の向上をめざす我々法人会会員にとって非常に重要な事業です。メンバー皆様ご協力よろしくお願いたします。(税制委員長 藤田将地)



女性部会

8/27 夏休み親子映画会

亀山市文化会館にて沢山の親子連れの方に参加頂き親子映画会を開催致しました。

映画の題名は「コウノトリ大作戦」みなさん鑑賞を楽しんだ後は、恒例の税金クイズ!!今年も女性部と青年部が合同で、マツコデラックスや孫悟空、ちびまる子ちゃんなどに仮装してクイズを出題。税金クイズとは別に「誰に仮装してるなど当てるクイズ」もあったりで、参加した親子をみんなで盛り上げて会場をわかしました。クイズを通して難しい税金の仕組みも少しは子供たちに伝わったと思います。

最後には、全員でお見送りし、鈴鹿のゆるキャラ【ベルディ】も登場して、最後の最後まで来場者の親子連れの方を楽しませて、本当に盛り上がっていました。親子で参加して頂いた来場者の方は勿論、参加した女性部・青年部の皆さんも、いい1日を過ごして頂いたと思います。(竹口末倫)



9/7 救急法講習会・壁飾り講習会

「救命の連鎖」をテーマに、平成29年度の救急法講習会を9月7日鈴鹿市消防本部で行いました。

50名の参加者と共に、“AEDの使い方”“心臓マッサージ”を学びました。

消防署員の方々が一人一人丁寧に指導していただき実際見ると、体験するのとでは違って救急処置の流れ。心肺蘇生の手順など、ことこまかく、又、分かりやすく教わり、命の大切さを身をもって知る事が出来、とても参考になりました。

大切な人のために、救命処置を身につけましょう。

救命行為の実施率 48.1% (全国)

鈴鹿市の実施率 43.7% (H28年中)

鈴鹿消防署では、救命講習を実施しております…との事です。本当にいい体験をさせていただき、消防署の皆さまありがとうございました。

その後は雰囲気ガラリと変えて壁飾り講習会を行いました。古布を使ったお月見のモチーフの作品を和気あいあいと楽しく作りました。お月見の少し早い秋を味わうことができました。(石垣すみ子)



10/15 ジュニアバレーボール大会

第11回鈴鹿ジュニアバレーボール法人会長杯が10月15日、鈴鹿市立椿小学校・深伊沢小学校の2会場で開催されました。参加者は16チーム、選手宣誓のあと、法人会の税金クイズで各チームが知恵を絞りました。迫力ある試合に応援にも熱が入り、河曲ジュニアバレーボールクラブが堂々9年連続優勝旗を勝ち取り、準優勝は亀山キッズでした。

(服部三恵子)



10/27 県連・ATM交流会

津市大同生命ビルにてATM（明るく、楽しく、前向きに）交流会が開催されました。県下8単会（桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊勢・伊賀・尾鷲）40名の方々が①会員増強②租税教室③研修活動④広報活動の4つのテーマに分かれ日々の活動、取組、結果、そしてこれからの課題等々発表し合う、貴重な時間となりました。今回、担当させて頂いた、テーマ②租税教室では、年間実施校28校という単会から5校程度のところまで、現状まだまだ実施校数が少ない事、そして何より講師数が少ないといった事が課題の一つとしてあげられてきました。又親子映画会開催においても単会各々に形があり、手作り着ぐるみで会員の方々が仮装したり、鈴鹿同様クイズ形式を用いたり、どの単会でも色々ご苦労されていると感じました。沢山の意見が飛びかう中、最後に座長さんが「私達は、これからも『税の大切さ』を子ども達に伝える使命を忘れることなく、ATMをモットーに法人会活動に取り組んで行きましょう」と話され閉会となりました。（阿部美千）



11/5 絵はがきコンクール審査会・表彰式

今年度の税の表彰式が11月5日(日)に鈴鹿ハンターにて行われました。子供さん達が少し緊張しながら表彰状を受け取る姿とそれを嬉しそうに見ている保護者の方々が印象的でした。作品の方はどれも美しく素敵で、それでいて素直な表現に“税”について、改めて考えるキッカケになりました。もっともっと沢山の方に参加していただいて、税について考えたり、話をするキッカケになればいいのになと思います。（小掠佳代）



12/6 「寄せ植えと壁飾り」作成・特養へ贈呈

参加者42名が「寄せ植え」「壁飾り」それぞれに分かれて石井先生、久世先生ご指導のもと「寄せ植え」では、パンジーやアリッサムなど8種類の花を寄せ植え、「壁飾り」では、朝顔をモチーフにした飾りを作成しました。

女性部会員の手際の良さを発揮し、賑やかに楽しく完成することができました。その後、鈴鹿市、亀山市にある特別養護老人ホームを訪問し、「車いす」とともに贈呈させていただき、利用されている方々が、明るく元気に過ごしていただきたい。という思いをお伝えしました。

今後も、女性部会の活動が皆様の笑顔に繋がっていただけるように願います。（川戸磨美）





かなしょうお園



ルーエハイム



華旺荘



鈴鹿香寿園



伊勢マリンホーム



くおのき園



桜の森白子ホーム



ひまわり苑



亀寿苑



鈴鹿グリーンホーム



聖十字の家



安全の里

12/18 理事会

サーキットS-PLAZAにおいて、鈴鹿法人会女性部会の理事会・懇親会が税務署長・総務課長・統括官・本会・青年部会の方々をお招きして開催されました。

吉澤部会長のご挨拶をいただき、税務署長から親子映画会の時の仮装の様子で女性部のパワーに圧倒されたと面白くご挨拶をいただきました。

その後、総務課長からテーマ「ワークライフバランス～私の選んだ道～」でご講演いただきました。女性ならではの視点、苦勞にジーンとくるものがありました。心にしみるお話で子育てと仕事の両立の辛さもしばし思い出しました。

懇親会では、吉澤部会長が早押しクイズの機械まで準備していただき会を盛りあげていただきました。

岡田会長のおもしろいトークでビンゴゲームがすすめられ、楽しい笑いもあるひとときでした。来期

も頑張ろうという力をいただいた会となりました。
(服部千賀子)



支部だより

神戸
支部

平成29年11月24日(金)

研修旅行

神戸支部城主 岡村、女城主 井伊直虎、小野政次のような副支部長 廣田隆、そして、井伊谷の領民の様な支部のみなさん、領外駿府の様な所より参加いただきました、平田支部の小林フーズ様、ブロスパー様、大変ありがとうございました。

遠路大河ドラマの里浜名湖まで研修旅行に行っていました。しっかり研修してまいりました。(岡村信之)



玉垣
支部

平成29年10月28日(土)

川越火力発電所及び長島リゾート見学

天気予報通り生憎の雨の中、AM8:00に文化会館前を出発。

三重交通(株)のバスで川越火力発電所へと向かう中、中部電力(株)鈴鹿営業所の松井さんより「浜岡原子力発電所の安全性向上対策の現況」の説明を受け、またDVD視聴にて国税局による査察等に関連する研修を受講するという極めて真面目なスタートとなりました。

さてAM8:50に川越火力発電所に到着。AM9:00開館と同時に川越電力館(テラ46)へ入館し、館長より川越火力発電所について講義を受けました。

川越火力発電所は、平成元年6月に1号機の運転を開始し、2号機、3号系列を経て、現在では4号系列までを運転しています。この発電所の総出力は約480万kWで世界最大級の発電所だそうです。また燃料も安価で安定的に調達できる石炭火力をベース供給力とし、最もCO₂の排出が少ないLNG(Liquefied Natural Gas 液化天然ガスの略)火力をミドル供給力として活用しています。LNGは主に中東のカタールより輸入されています。

講義の後は実際に発電所を見学。中央制御室というガラス張りのスペースや屋外にあるLNG

タンクは、まさに映画「シン・ゴジラ」に登場した物そのもので興奮しました。

また、電力を発電させるタービン発電機は巨大で、タービンが回転する音はかなり大きく、数分しかそのスペースには留まれないほどでした。

川越火力発電所を後にした一行は、長島リゾートを見学。中でも9/25(月)に日本最大のアウトレットヘスケールアップオープンした「ジャズドリーム長島」の集客力(外国人が目立った)には目を見張るものがありました。

今回の研修旅行も、前回同様に内容は充実、行程もスムーズで、最初から最後まで雨に降られたことを除けば、すばらしい有意義な一日でした。(大野宏幸)



東部
支部

平成29年11月26日(日)

鈴鹿カントリークラブ東コースでゴルフコンペ開催

鈴鹿カントリークラブ東コースに於いて井上支部長年度として第一回目のゴルフコンペが開催されました。天候にも恵まれ爽やかな秋晴れの基、紅葉を楽しみながらのゴルフを行い会員の親睦を深める事が出来ました。参加メンバーは玉垣支部から西口支部長と村上研修委員長もご参加いただきました。鈴峰支部からは初代青年部部会長である参議院議員芝博一様にご参加いただき、表彰式に於いて政治家の目線から見る税務についてご講演を賜りました。見事優勝に輝かれた方は、法人会未加入の申込書を副賞商品としてお受け取り頂きご入会のお誓いを頂く事が出来て会員増強

にも繋がる有意義な記念すべき第一回ゴルフコンペとなりました。(杉野大雄)



白子
支部

平成29年10月18日(水)

研修旅行『おんな城主、直虎大河ドラマ館・龍潭寺』

午前9時出発で、『おんな城主、直虎大河ドラマ館・龍潭寺』(静岡県浜松市)への研修バス旅行が開催されました。参加者は32名でした。

往きの車中は例年通り、研修ビデオによる税務研修を行いました。『おんな城主・直虎』大河ドラマ館は気賀関所跡と隣接しており昔の関所の風情も感じることができました。『龍潭寺』は井伊直虎ゆかりの寺で国指定名勝庭園も有名とのことで、立派な本堂と庭園をバックにする記念撮影スポットが人気でした。帰りはビンゴゲームで盛り上がり、楽しく懇親の場が持てました。(東口大介)



平田
支部

平成29年11月21日(火)

研修旅行 伊勢方面

秋晴れの朝、平田支部30名の皆様と鈴鹿を出発し、伊勢方面相差温泉に向かいました。道中ビデオにてたっぷり税についての勉強会を行い、終了後お待ちかねの乾杯となりました。乾杯後、一口・二口と口をつけたところで、最初の視察地伊勢志摩真珠館に到着。工場見学を行い、次に向かったのは女性に人気のパワースポット石神様。バスを降り海沿いののどかな細道を10分ほど歩くと、石神様に到着。各々、丁寧にお参りを済ませた後、浜の雅亭「一井」にて温泉入浴、そして食事。5時には平田に到着しました。まだまだ時間がいっぱいあるという事で、その後も平田周辺でたっぷ

りと懇親を深めました。(小林正典)



西部
支部

鈴峰
支部

平成29年11月3日(祝・金)

研修旅行 関ヶ原&愛知ヤクルト工場

今回は、初めての試みで、祝日に開催いたしました。視察先も、愛知県日進市のヤクルト工場へいきました。毎日飲み親しんでいる「ヤクルト」の歴史、製作行程など、大変きれいな清潔感のある工場を見学しました。とくに、品質管理は、徹底しており、感心いたしました。

連休初日ということで、渋滞が激しく、運転手の機転により途中ルートを変更しながら、関ヶ原へ行きました。少し遅い昼食をとり、近江牛をおいしくいただきました。本年、映画「関ヶ原」で有名になった戦場を現地のガイドさんの案内で歴

史散策をしました。

天候にも恵まれ、家族でできていただいた方々も楽しんで一日をすごせました。(濱本隆弘)



亀山
支部

平成29年11月28日(火)

ミツカンミュージアム(MIM)&あいや(茶臼)見学

久しぶりの穏やかな秋空の朝、愛知県半田市ミツカンミュージアム(MIM)見学へ出発。車中、相続税(税務調査の実態・脱税)についてビデオ上映で勉強しました。古くから蔵まちに続く運河沿いの黒塀の景観も残されているミツカン、2015年に「酢の里」からリニューアルオープンしたMIMで江戸時代にタイムスリップ。「大地の蔵」と現代の酢造り、香り比べや巨大映像で江戸への航海を体験。空間・映像・音楽を駆使した70分でした。初代、中塀又左衛門の酢作りの行程から7代に亘る200年余の歴史、酢屋店卸帳には、事業全体の収支決算帳簿(明治35年まで)毎年作成されており、江戸と三河の売上を飛躍的に伸ばしていったとされています。

お酢は日本人にとって昔からなじみ深い調味料、



料理の味の陰の立役者である酢作りを学び、7代にわたる商売の底力を学びました。

帰路、西尾市のあいやにて、茶葉の等級品質体験や茶臼の仕組みを見学。茶臼によって丹精に礎き上げられた抹茶を戴いて、帰路に着きました。(服部三恵子)

法人会女性部会

いちごプロジェクト

節電にご協力ください。—無理なく 無駄なく 快適に—

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年法人会の女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

法人会とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織され、約80万社の企業が加入しています。法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に、地域に密着した活動を展開しています。

第34回法人会全国大会（福井大会）

全法連主催による第34回「法人会全国大会（福井大会）」が、平成29年10月5日、福井県産業会館で盛大に開催されました。鈴鹿法人会からは近藤副会長・飯田副会長・阪田総務委員長・森税制委員長・安田広報委員長・村上研修委員長・渡邊厚生委員長および専務理事の8名が出席しました。

404単位会、約1,800名が出席し、第一部は記念講演で、毎日新聞専門編集委員 与良正男氏による「今後の政治と経済の行方」をテーマに実施されました。

第二部の大会式典では、佐川国税庁長官、西川福井県知事、東村福井市長ほかのご来賓をお迎えし、税制改正の提言の報告などが執り行われました。



平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、
適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、
税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。
本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に制定した「理念」をもとに、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるが、未だ「好循環サイクル」には至らず、依然として力強さを欠いている。さらに、世界経済においては、アメリカの保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性が増してきている。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である成長戦略において、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。また、国家的課題である財政健全化については、プライマリーバランスの黒字化に向け、規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

法人会が長年に亘り提言してきた「法人実効率20%台」は実現したところであるが、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成30年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ福井の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成29年10月5日 全国法人会総連合全国大会

三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項は、平成29年6月6日に開催された三重県法人会連合会の税制委員会できりまとめ全国法人会総連合に要望いたしました。

皆様からの要望をお待ちしております。

平成30年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさら

なる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用段階に入ったが、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、制度を有効に機能させるには国民の信頼が何より重要であることから、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で29.97%（平成30年度29.74%）となり、政府目標の「20%台」が実現した。このため、税率引き下げの条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す方策が求められる。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。
 - ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間の

チェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

*なお、提言内容の詳細は「全法連」のホームページの「活動内容」から、「税の提言活動」さらに「平成29年度税制改正に関する提言」をご覧ください。

鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、岡田会長・石井副会長・森税制委員長・寺川税制副委員長・専務理事が下記の方に「税制改正に関する提言書」を手交し提言を行いました。

記

無所属	衆議院議員	中川 正春 殿	鈴 鹿 市 長	末松 則子 殿
民進党	参議院議員	芝 博一 殿	亀 山 市 長	櫻井 義之 殿
自民党	衆議院議員	川崎 二郎 殿	鈴鹿市議会議長	野間 芳実 殿
			亀山市議会議長	西川 憲行 殿



ご自宅で

パソコン・タブレット・スマートフォンから
『スマート！確定申告』

申告書が作成できます！



確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
ぜひ、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

メリット
1

税務署に行く手間がかかりません！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して送信することができます。

また、印刷して郵送等により税務署に提出することもできます。

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。

ご不明な点は電話で問合せできます（詳しくは裏面をご参照ください。）。

※1 タブレット端末・スマートフォンからはe-Taxをご利用になれません。

※2 e-Taxでの送信には、事前にマイナンバーカード等の電子証明書とICカードリーダーが必要ですが、

メリット

2

計算誤りの心配がありません！

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、計算誤りのない申告書等を作成できます。

メリット

3

プリントサービスにも対応しています！

プリンタをお持ちでない方やタブレット端末・スマートフォンをご使用の方も、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して、申告書等を印刷できます。

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！！

名古屋国税局ホームページでは、

- 確定申告書等作成コーナーの操作マニュアルのほか、**申告書等作成の際に役立つ情報**を掲載しています。



随時更新！！

www.nta.go.jp/nagoya

名古屋国税局

検索



タブレット端末・スマートフォンをご使用の方は、こちらをご利用ください。

※ 掲載QRコードのリンク先は予告なく変更又は削除する場合があります。

名古屋国税局 税務署

申告書の作成に当たり、ご不明な点がありましたら、お電話でお問合せください！

▶ 申告内容などが分からない時は？

電話相談センター



最寄りの税務署に
お電話ください



※ 最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。
なお、最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページ等でご確認ください。

▶ 作成コーナーの操作が分からない時は？

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク



e-コクセイ
0570-01-5901

受付は月曜日～金曜日9:00～17:00（祝日等及び年末年始を除きます。）

※ 確定申告期間中の受付は、原則、月曜日～金曜日の9時～20時となります。
「0570」はナビダイヤルの番号です。最寄りの税務署に電話を掛ける場合と同様の負担でご利用いただけるよう全国一律市内通話料会で掛けられるナビダイヤルに対応しています。
ナビダイヤルがご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

▶ マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、パソコン操作などが分からない時は？

マイナンバー
総合フリーダイヤル



マイナンバー
0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「1」番を選択してください。

受付は月曜日～金曜日9:30～20:00 土日祝日9:30～17:30（年末年始を除きます。）

※ 受付時間は、変更される場合がありますので 内閣府のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

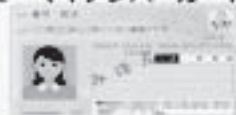
マイナンバーに関するお知らせ

申告手続きなどには

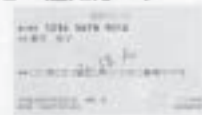
マイナンバーの記載 と 本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です。



例1 マイナンバーカード



例2 通知カード



+ 運転免許証など



※ e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。

医療費控除は

裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付
 が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- [注] 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻 花子さん)

- 国税太郎さんが受けた医療
- 2/18 ■■■病院 診療 6,000円 ①
 - 5/28 ■■■病院 診療 3,400円 ①
 - ▲▲薬局 医薬品 700円 ②
- 国税花子さんが受けた医療
- 9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③
 - 医薬品 1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この欄を記入する場合は、セルフメディケーション税制は適用できません

氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知の届出の有無	医療費通知の届出年月	医療費通知の届出金額

2 医療費(上記1以外)の明細

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支店名	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■■病院	③ 診療、診療科目(診療科目)等	9,400円
② 同上	▲▲薬局	③ 医薬品	700円
③ 国税花子	○○診療所	③ 診療、診療科目(診療科目)等	4,400円



・ 医療を受けた人
 ・ 病院・薬局
 ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支店名	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■■病院	③ 診療、診療科目(診療科目)等	9,400円
② 同上	▲▲薬局	③ 医薬品	700円
③ 国税花子	○○診療所	③ 診療、診療科目(診療科目)等	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp



セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥被保険者等の名称

① 医療費通知に記載された医療費の額	② ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ ②のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

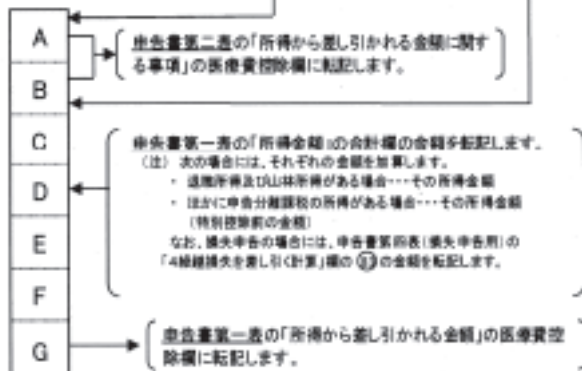
2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	⑤ ④のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			⑥	⑦
医療費の合計			A (⑥+⑦) 円	B (⑥+⑦) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(⑥)	円
保険金などで補填される金額		
差引金額 (A-B)	(⑧)	
所得金額の合計額	(⑨)	
⑧ × 0.05	(⑩)	
⑩と10万円のいずれか少ない方の金額		
医療費控除額 (⑧-⑩)	(⑪)	



給与所得者の方へ

○ 平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月（日）給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数（配偶者及び扶養親族の合計数等）に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成30年1月1日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

また、平成30年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」（「源泉控除対象配偶者」欄）への記載要否

			給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合は給与所得者本人の給与等の収入金額）			
			900万円以下 （1,120万円以下）	900万円超 950万円以下 （1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下 （1,170万円超 1,220万円以下）	1,000万円超 （1,220万円超）
配偶者の合計所得金額（見積額） （給与所得以外の収入金額）	38万円以下 （103万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（改正前）	（○）	（○）	（○）	（○）
		控除額 （老人控除）	38万円 （48万円）	26万円 （32万円）	13万円 （16万円）	0円 （0円）
	38万円超 85万円以下 （103万円超 150万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（改正前）	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超 123万円以下 （150万円超 201万6千円未満）	記載要否	×	×	×	×
		（改正前）	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円

- ※1 上記の記載要否欄が「○」とされている箇所（源泉控除対象配偶者）に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月（日）の源泉徴収税額を計算します。
- 2 同一生計配偶者（合計所得金額（見積額）が38万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加算して毎月（日）の源泉徴収税額を計算します（改正前も同じ）。
- 3 控除額欄の金額は、平成30年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
- 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
- 5 年の中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所得税課長等
給与の支払者
氏名
住所
市区町村

（フリガナ）
氏名
住所
市区町村

申告書
（フリガナ）
氏名
住所
市区町村

源泉控除対象配偶者（注）


上記の記載要否欄が「○」とされている箇所には、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載が必要となります。


また

創立記念のパーティー費用と記念品の取り扱い


～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～


税理士 舟田浩幸


 **リサ** 当社は今年で創立10周年のため、ホテルで創立記念パーティーを開催する予定です。取引先を招待し、当社の従業員も全員出席する予定です。パーティーの飲食代は1人15,000円程度で、全員に5,000円程度の置時計を渡すつもりです。この場合、税務上の処理はどのようにすればよいのでしょうか。

 **サキ先生** 創立10周年おめでとうございます。さて、今回のケースでは、飲食にかかる費用は1人5,000円を超えていますので、すべて交際費になります。また、置時計は、取引先の分は交際費になりますが、従業員の分は原則として給与所得として源泉徴収が必要になります。ただし、一定の要件を満たす場合には給与課税の必要がありません。


 **リサ** 従業員の飲食代は福利厚生にはなりませんか。


 **サキ先生** 創立記念日に際し、従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用であれば福利厚生費となりますが、取引先を招待してホテルで行う今回のような創立記念パーティーはこれに該当しません。


 **リサ** 置時計は、取引先と従業員で取り扱いが違うということですね。従業員に支給する置時計に給与課税の必要がない一定の要件とはなんですか。


 **サキ先生** 3つの要件を満たすことが必要です。1つ目は、支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであることです。


 **リサ** 置時計に、社名と10周年記念の刻印をしたもので、記念品にふさわしいと思います。

 **サキ先生** 2点目は、そのものの処分見込みにより評価した価額が10,000円以下のものであることです。10,000円の判定は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額で行います。

 **リサ** 5,000円ですから、問題ありませんね。

 **サキ先生** 3点目は、創業記念のように一定の期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後おおむね5年以上の期間ごとに支給するものであることです。

 **リサ** 10周年記念ですから、この点も問題ありません。今回、従業員に支給する記念品は給与課税しなくてよいということだと思います。でも、私は個人的には置時計よりもカタログギフトがいいけどな。

 **サキ先生** 本人が自由に選択できるものは、金額に関係なく給与課税が必要ですので注意してください。

また、招待した得意先からご祝儀をいただいた場合、交際費の金額から引かず、雑収入として計上しなければなりませんので注意してください。

☆＝筆者紹介＝＝☆

舟田浩幸（ふなだひろゆき）

東京国税局 調査第一部 外国法人調査第3部門 主査、同局調査第四部国際税務専門官（移転価格担当）、渋谷税務署 国際税務専門官（所得税担当）、芝税務署 国際税務専門官（源泉所得税担当）などを経て、平成28年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。

「先読み」をする運転

人の運転する車に乗せてもらおうとヒヤヒヤすることがよくあります。その理由のひとつは「先読みをしない運転」。

例えば、“先の方の車のブレーキランプが点いたからブレーキの準備をもうしないと…ほら、急ブレーキになってしまうでしょ”とか、“このカーブは見通しが利かないけど万一止まっていないか…ほら、危ない危ない渋滞だ”とか、“あの前の車の動き、きっと右折で止まるぞ…ほら、急に指示器を出して止まったでしょ”、などなど。

「先読みをしない運転」に乗せてもらおうと気が気ではありません。レースの運転は常に「先読み」をします。このカーブは出口の加速が大切だから進入速度は抑え目で、とか、天気が悪くなってきた、先のコースは濡れていないか、とか、競争相手の動きを読み、この先のどこで仕掛けようなど、走行中は常に先読みをしつつ走ります。

普段の運転でも「先読み」をすることで交通の流れを読み、流れが急に止まったり、高速道路で渋滞に合っても「やっぱりな」というように早めに落ち着いて対処出来るのです。「先読み」は安全運転の大きなポイントになります。



急な右折

NPO法人鈴鹿モータースポーツ友の会より資料提供

鈴鹿市寺家出身のプロ棋士 北村文男 「人生は一番勝負」

エッセイスト 福島 礼子



北村文男棋士

碁と将棋は、どちらも二人で向かう四角い盤が勝負の世界だが、似ていてまったく違うと聞いた。将棋は誰の目にもどちらが勝者か歴然とし、一手で勝敗が決まる。陣地争いの碁は、互角の場合など数えてみないとわからない。だから通常将棋をする人は碁はやらないし、碁をする人は碁に徹すると。

なるほどそういえば、大工だった祖父は将棋を好んだ。縁台将棋という言葉さながら、将棋盤と駒の箱はいつも身近に置き、夏などは軽装で脇に蚊遣りを置いて縁台の上で指していた。

一方、小さな会社の経営者だった父は碁が趣味だった。とりわけ父の晩年は、気心の知れた碁仲間と、ゆっくりと碁をうっていた。打つ碁石の穏やかな音に、そばにいた私も安らぎを覚えたものだ。

動脈と静脈のように似ているようで異なる二つの道。祖父と父が向かい合って勝負をする光景は、私の記憶のどこを探しても浮かんでこない。

ところがプロ棋士でありながら、碁も有段者だった破格の勝負師がかつて鈴鹿にいた。大正9年、鈴鹿市寺家に生まれ、六段まで登り詰めた北村文男という棋士だ。ことの発端は、彼の甥にあたるKさんから若い頃良く北村棋士の運転手となり御在所での将棋会に送っていったと聞いたこと。それから北村棋士について調べることとなった。幸い彼の棋譜をまとめた本があり、自身の談話も収録されていた。

鈴鹿市寺家は江戸時代から着物柄を染める際に使う伊勢型紙の町。北村家は型地紙を作り販売する商家で、30数人の職人を雇い手広く商いをし、また大地主でもあった。次男として生まれた彼は、職人たちの縁台将棋を見て将棋を覚えている。中学に入って本格的に熱中し、近所に敵がいなくなるほどの実力となった。

18歳の文男は「将棋部が強かったから」という理由だけで、早稲田大学に入学。当時の学生将棋は、東京帝大と早稲田大学の将棋部が双璧だったらしい。

昭和16年、戦争の時代に将棋部でさらに腕をあげた彼は、プロ棋士になりたいという思いを強くし故郷にもどる。結核にかかっていたので兵役はわずか三日となり、鈴鹿で療養生活することとなった。そのとき囲碁を覚えている。

プロになりたいという彼の望みは、父親の猛反対にあう。今の時代のように将棋のプロという存在自体が知られなかった当時、商売人の父親にとって息子の望みは理解しがたいものだったにちがいない。

療養後、代用教員をしながら将棋の研磨に励んだ文男は、昭和22年アマ名人戦で名人となり、全国にその名が知られるようになっていく。それでもプロの道は彼にとって随分と遠かった。アマチュアとプロでは格段の隔たりがあると、日本将棋連盟の四日

市支部長さんがいう。それに加え当時の将棋界は未熟で確立された組織ではなかったと教えてくれた。

この時期に北村文男は、生涯の伴侶となった教師仲間の節子と知り合っている。「勝負の世界に生きる身だから、子供はつくらない」という条件で結婚したと甥のKさんがいう。勝負に専念したい、また経済的な余裕がないからというのがその理由だったらしい。二人には結局子どもはなく、節子は教師を続け家計を支え続けたと聞いた。将棋の会で二人で和やかに写った写真が残されている。プロ棋士としての文男の成長が、二人の結実だったのだろう。



北村夫妻

北村文男はアマ強豪時代に、「真剣士」として体を張っていたことがある。「真剣士」とは、財産家の指名で相手の真剣士と対局し、勝負に大きな掛け金が動く食うか食われるかのすさまじい世界。その中でも彼は、ほとんど負けることがなかったと回想している。「そんなどろどろした世界は今はないが、戦後の日本はそんな時代でしたなあ」と支部長さん。将棋の世界も時代によって様々に色変わりしたのだなど、私は素人なりに思う。

北村文男が奨励会試験に合格し、一年半後11勝1敗の成績で卒業する。プロ入りしたのは昭和32年のことだった。文男がプロの棋士になった当時は、将棋連盟に月給制度ができたばかりで、文男の初月給は3,500円だったという。一日の生活費に1,000円かかることで、数少ない対局料も5,000円だった。そのため彼は寺家の自宅で将棋を教え、出張教授をするなどしている。

プロ六段の棋士となった彼は、囲碁ではプロ三段の免状をもらっている。「ちゃんと連盟にお伺いを

たてましたよ。そしたら升田先生が内緒やったらええやろって」。文男は当時のことをこう語り、碁を覚えたおかげで、随分助かったと付け加えている。動の世界の棋士が、静の呼吸をすることは、勝負の上でも役だったろう。碁はたしなむ人に資産家が多く、碁を教えることは将棋を教えるよりも、遙かに生活の支えになったと語っている。

着物の柄をデザインする伊勢型紙関連の家に育ったせいも、文男は着物が好きで生涯和服で過ごしている。「当時寺家の町を和服で歩くのは、山口誓子か北村文男」と、狭い寺家にあって彼の姿は人目を引き、文男のことを記憶している人も多い。長身の彼の着物姿は勝負師の雰囲気をも漂わせていたと近在の人の言葉。また「奥さんも、着物姿の文男さんが好きということで、趣味のいい着物を選んでいましたよ」と支部長さんも懐かしそうに付け加えた。

晩年、夫婦は節子の実家がある桑名で暮らし、昭和57年に勤続25年棋士として表彰を受け、七段まで登りつめている。彼のモットーは将棋の裾野を広げること、71才でなくなるまで将棋の普及や、後輩の育成に力を注いだ。彼が目をかけ育んだ県内の将棋連盟では、彼の志を引き継いだ後継者の尽力もあって、将棋を楽しむ人がたくさん集っている。その中に、最近藤井颯太4段と対局した鈴鹿市白子出身の澤田真吾六段の名前もあった。



北村文男がアマ名人を獲得したとき、作家の菊池寛がその場に居合わせ、直筆の色紙を送っている。「人生も亦一番勝負の将棋也。指し直し能はず」。彼はそれを座右の銘とし、頼まれればいつもその言葉を色紙に書いたという。

旧東海道の亀山宿と関宿の間にある神社

由緒：

延喜式神名帳に「伊勢国鈴鹿郡布氣神社」とあり、布氣皇館太神社のことです。約二千年余り昔、天照大御神は垂仁天皇の皇女・倭姫命を御杖代として、よりよい鎮座地を求めて大和から伊賀、近江、美濃を経て伊勢国に入られます。桑名から南下して鈴鹿郡で天照大御神を奉斎したとされる鈴鹿小山宮（おやまのみや）が布氣神社であるといわれています。

布氣神社は、別名を皇館と呼ばれ、地域の人々に「コウタツサン」と親しまれています。これは、ご巡幸の際に大比古命が、神田・神戸を献じたことに由来するものです。



天照大御神のご巡幸に深くかかわってきた神社ですが、十五世紀後半の文明年間の兵火により悉く灰燼したと伝えられています。

明治四十年大字布氣村社の能志里神社を合祀して、布氣皇館太神社と改称、その後、神辺村の七村社、三十二の無格社を合祭、現在に至っています。



御祭神：

天照大御神、豊受大神、伊吹戸主神
他二十一の神々が祀られています。

特殊神事：

獅子舞（発祥不詳）、江戸時代に城主より舞料を拝領していた記録があります。古くは、丑・辰・未・戌年の正月十四日から三月三日まで亀山領内で舞っていました。

現在も舞年は昔と同じですが、元旦から三日までの三日間に短縮され、野尻地区の氏子によって旧神辺村を巡舞しています。亀山市の無形文化財に指定されています。





コメント：

平成29年11月30日に訪れました。神社を取り囲む樹木が紅葉真っ盛りで拝殿までの参道を歩いていると時の経過を忘れ、身も心も引き締まりました。



こま犬：

本殿へ進む拝殿の後ろにあり、見にくい場所ですが、昔、合祀した時に落針村から持ち込まれました。かなり古いことはわかりますが詳しいことはわかりません。何とも愛嬌のある「こま犬」です。

ぜひともご覧になっていただきたいです。



ちょっと寄り道しませんか。

野村一里塚 亀山市野村3丁目



一里塚は江戸時代の始めにあたる慶長9年(1604年)2月、徳川幕府が江戸日本橋を基点とし、諸国の街道に沿って一里ごとに設けさせた里程標。三重県には旧東海道に沿って、12ヶ所に一里塚が設置されていましたが、現存するのはこの野村一里塚のみとなっています。また、もともとは道の両側にありましたが、現在は北側だけが残っている状態で、昭和9年1月に国の指定文化財となりました。塚の上には、歴史を見守り続けてきた樹齢400年の檜の巨木がそびえ立っています。



かわいい盛り付け♪栄養も豊富!

『椎茸グラタン』

作り方

1. しいたけは軸と笠に分け、軸は千切りにする。
2. 人参は千切りに、玉ねぎは薄切りにする。カニカマはほぐしておく。スライスチーズは4等分に切る。
3. フライパンを火にかけ、バターを溶かし、玉ねぎ、人参、しいたけの軸を炒める。しんなりしてきたら、カニカマとホワイトソースを加え、塩コショウで味を調える。
4. しいたけの笠の裏側を上にして、「3」の具を乗せ、スライスチーズを乗せる。200度のオーブンまたは、オーブントースターで約5分、お好みの加減に焼く。
5. お皿に盛りつけ、パセリを添える。

材料 (2人分・4個)

- ・しいたけ……………4枚
- ・玉ねぎ……………1/2個(90g)
- ・人参……………20g
- ・カニカマ……………3本
- ・バター……………10g
- ・ホワイトソース……………60g
- ・塩・コショウ……………少々
- ・スライスチーズ……………1枚
- ・パセリ……………適量

以上で、出来上がりです♪

『CNS旬の食材でおうちごはんレシピ集』より



《漢字を使ったクロスワード・パズル》

10月22日は衆院選の投票日。昨年は“政治・政局”の秋となりました。そこで政治の「政」の字の音読み(セイ)と訓読み(マサ)をヒントにしてパズルを解いてください(タテ・ヨコのカギは順不同です)。

【問題】



- ◇全法連が提言する平成30年度税制改正スローガンのひとつ「中小企業は地域経済の○○○。本格的な事業承継の創設により事業の継続を！」
- ◇彼は地方文化の発展で○○○○を博した
- ◇速球にバットが○○をきる
- ◇秋の夜長。○○でも読みますか
- ◇足の指の先端
- ◇「類は○○を呼ぶ」
- ◇寒くなると増えるのでご注意ください
- ◇やった！採用の○○○が来たよ
- ◇○○を残さない人生を送りたい
- ◇事務所が駅前のビルに○○○した
- ◇聞かれて、○○○○に返事しちゃダメだよ
- ◇並木が黄色く色づきました

※答えはP36

鈴鹿法人会会員のみなさまに
法人会の経営者大型総合保障制度

Rタイプ

企業保障プラン

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)

「しっかりした保障は必要だ。でも、保険料は安くしたい…」
そんな経営者の声にお応えしました!

→ 主契約のみ、契約年齢40歳(男性)、保険期間10年、
団体月払料率(非喫煙者健康体保険料率)の例

健康体割引特約[※]を付加することにより、

なんと!

死亡保険金 **1億円** の保障が…

月々

19,800円

※ 保険料は、契約年齢・性別・契約内容等により異なります。

※健康体割引特約は、ご契約時および更新時に付加をお申し出いただき、被保険者さまの健康状態やご年齢、保険金額などが大同生命所定の基準を満たした場合に、特約の付加により保険料を割り引くものです。喫煙されない場合はさらに割り引きます。この特約は、原則として、付加されたご契約の更新と同時に自動的に更新されるものではありません。更新時点で上記と同様の基準を満たした場合のみ、更新時のご契約に付加し、健康体割引を適用します。なお、「健康体」とは大同生命所定の基準に該当する被保険者の呼称であり、この基準に該当しない方が健康でないということではありません。

保険料例

男性、死亡保険金額1億円(主契約のみ)、保険期間10年、団体月払保険料

契約年齢	健康体割引特約を付加しない場合	喫煙者健康体保険料率適用の場合	非喫煙者健康体保険料率適用の場合
30歳	15,700円	14,200円	12,600円
35歳	20,200円	18,400円	15,300円
40歳	27,500円	25,600円	19,800円
45歳	39,500円	37,400円	27,900円
50歳	57,100円	56,000円	40,600円
55歳	82,200円	82,100円	60,700円

- ◎この制度は、法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱となる場合があります。
- ◎この保険には解約払戻金・満期保険金および配当金はありません。また、更新後の保険料は更新時の被保険者さまの年齢および保険料率により計算され、通常高くなります。
- ◎この資料の記載内容は、平成23年4月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「説明書(契約概要)」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり」、「約款」を必ずごらんください。

[引受保険会社]

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
大同生命ホームページ <http://www.daido-life.co.jp/>

●お問合せは

大同生命保険株式会社 三重支社 四日市営業所
〒510-0075
三重県四日市市安島1-2-27 ジェックビル7階
TEL059-352-2046 (担当 住田)

E-24-1675-S(業) | (平成25年3月22日)

世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036

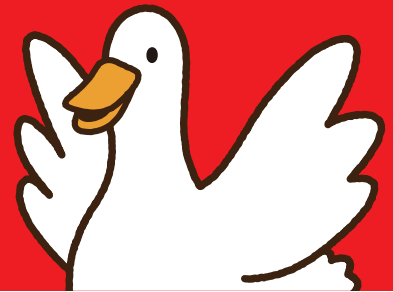
三重県津市丸之内養正町 4-1 森永三重ビル

TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか？

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の**在宅療養**で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。

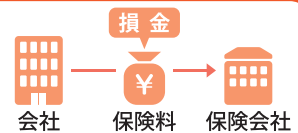
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
**従業員の
福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

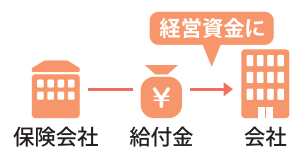
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-3-23 ナカジマビル6F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043-1711032 7月29日

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸支部	(株)フジガード	鈴鹿市神戸九丁目18番12号	藤本 浩行	西口建工(株)
	(株)もりた	鈴鹿市安塚町777-1	森田 久美	西口建工(株)
	柴本工業	津市豊が丘一丁目29-10	柴本 真希	大同生命保険(株)
	塗匠KATAOKA	鳥羽市若杉町6-73	片岡 築	大同生命保険(株)
	KATAOKA	伊勢市小俣町元町235-1 サンガーデンB205	片岡 響	大同生命保険(株)
	小泉外装	津市豊が丘3-10-2	小泉 慶悟	大同生命保険(株)
	(株)Y'sHD	鈴鹿市十宮3-34-2	伊藤 随	(有)丸昭土木
	(株)World Restaurant 研究所	鈴鹿市木田町字西裏1158-5	木村 修	(株)第三銀行鈴鹿支店
	かず理容	鈴鹿市西条6-39中島ビル1E	前田 武徳	(有)丸昭土木
	西村組	多気郡明和町佐田426-3	西村 雅文	春木保険サービス(株)
	堀江工業	津市香良洲町3956-18	堀江 将悟	春木保険サービス(株)
東部支部	(合同)ZAINAS	鈴鹿市一ノ宮町1355番地1	福田 康志	(株)SK-NET
	(株)渡辺塗装	鈴鹿市長太新町3-2-14	渡辺 充	大同生命保険(株)
	土田工業(株)	鈴鹿市北長太町182-1	土田 茂	杉野工業(株)
玉垣支部	池内工業(株)	鈴鹿市南玉垣町6303	池内 章雄	(農)鈴鹿山麓夢工房
	(株)創晴	鈴鹿市桜島町五丁目8番地17	小山 晴司	(株)ヨシザワ
	エムツー・サイン(株)	鈴鹿市安塚町1350-263	松田 光	(有)豊和精機
	エスジー(有)鈴鹿営業所	鈴鹿市北玉垣町1782-1	杉本 悟洋	(有)丸昭土木
	ヤマザキファーム	鈴鹿市東玉垣町500-211	山崎 亮	西口建工(株)
	K-Style	鈴鹿市桜島町5-7-1 桜島団地G棟621-3B	川合 雄紀	春木保険サービス(株)
THM	津市藤方529 ル・モンド・グランデC202	堀江 卓也	春木保険サービス(株)	
白子支部	(株)エムワン	鈴鹿市野村町440-2	福本 広勝	(有)福本組
	(株)アステル塗建	鈴鹿市御園町2980	武藤 浩司	杉野工業(株)
	(特非)マザーズライフサポーター	鈴鹿市稲生3-8-2	伊藤 理恵	(有)大徳屋長久
	(株)アシスター	鈴鹿市稲生町9135-33	小林 恒太	(有)大徳屋長久
	辻岡左官店	鈴鹿市稲生塩屋二丁目18-26	辻岡 直樹	春木保険サービス(株)
	(株)百五銀行白子支店	鈴鹿市南江島町10番15号	東 龍史	(株)百五銀行鈴鹿支店
	(株)百五銀行旭ヶ丘支店	鈴鹿市中旭ヶ丘二丁目7番1号	竹内 弘幸	(株)百五銀行鈴鹿支店
	MIC DELIGHT(株)	鈴鹿市磯山二丁目18-30	本居 美佳	(有)丸昭土木
	杉野設備工業(株)	鈴鹿市秋永町1651	杉野 智規	(有)洋久屋燃設
	(株)笹山工業	鈴鹿市白子町3320-5	笹山 貴章	ブラウン開発(株)
平田支部	(株)田村工業	鈴鹿市道伯町2147-76	田村 徳人	春木保険サービス(株)
	(株)みどりの杜	鈴鹿市算所一丁目1-1	水谷 晃	(株)ストーリー
	(株)百五銀行平田町駅前支店	鈴鹿市算所一丁目9番1号	小川 真史	(株)ホンダ四輪販売三重北
	(株)アスト	鈴鹿市国府町字市ヶ谷3359-3	柴田 友美	(株)ホンダ四輪販売三重北
	ウィルスズインターナショナル(株)	鈴鹿市国府町字市ヶ谷3359-3	柴田 友美	(株)ホンダ四輪販売三重北
	ミライズ税理士法人	鈴鹿市三日市町1023-4	南条 哲	(株)宮崎商店
	(株)豊吉商店	鈴鹿市算所町1272-2寺田ビル1-1	豊田 良智	(株)ADI
	(株)尾崎工業	鈴鹿市国府町883-12	尾崎 俊一	春木保険サービス(株)

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
西部支部	(株)エッグハウス川北	鈴鹿市上田町2052-13	川北 貞男	(株)坂口商店
	(株)ロジカルチャーファーム	鈴鹿市中富田町427-1	日比野友彰	(農)鈴鹿山麓夢工房
鈴峰支部	(株)アラカワ	鈴鹿市自由ヶ丘4-8-1	荒川 剛	(有)田中ウエルテク
	M2圧送(株)	鈴鹿市小岐須町743-2	向井 久夫	(株)大野工務店
	希代建設(株)	鈴鹿市山本町43	本郷 久雄	大同生命保険(株)
	椿こんにやく	鈴鹿市山本町208-48	豊田 雅三	(宗)椿大神社椿会館 ・(有)大徳屋長久
亀山支部	ワイズ	亀山市関町中町651-1	佐藤 良樹	春木保険サービス(株)
	古田工業	亀山市栄町1487-112	古田 孝樹	春木保険サービス(株)
	高村工業	亀山市江ヶ室2-4-17シャトー江ヶ室3D	高村 啓司	春木保険サービス(株)
	B e l l e	桑名市油町29番地	山下 真弓	大同生命保険(株)

平成29年12月末日現在

青年部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございます。

	法人名	住 所	会員名	紹介者
1	M2圧送(株)	鈴鹿市小岐須町743-2	向井 久夫	大野 太平
2	(株)SK-NET	鈴鹿市一ノ宮町1356	中島慎之助	杉野 大雄
3	(有)ワイエヌケーホーム	鈴鹿市柳町1642-3	吉田 直樹	荻野 晃
4	(株)アステル塗建	鈴鹿市御園町2980	武藤 浩司	杉野 大雄
5	MIC DELIGHT(株)	鈴鹿市磯山二丁目18-30	本居 美佳	酒井 俊昭
6	(株)豊吉商店	鈴鹿市算所町1272-2 寺田ビル1-1	豊田 良智	安田 克志
7	土田工業(株)	鈴鹿市北長太町182-1	土田 茂	杉野 大雄

平成29年12月末日現在

女性部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございます。

支部名	法人名	住 所	会員名	紹介者
神戸支部	扇立電気(株)	鈴鹿市神戸1-16-15	伊藤 博子	北瀬 純子
	(有)小林鉄工所	鈴鹿市末広西1-5	小林 清子	北瀬 純子
	(有)箱文自動車商会	鈴鹿市神戸7-8-1	小原ときわ	北瀬 純子
東部支部	(有)ベターハウジング	鈴鹿市若松北1-16-26	佐野美千子	中林 孝子
	(有)浅野デンキ商会	鈴鹿市岸岡町3145-2	浅野 徹子	高野 鈴代
	(株)メイキング田中	鈴鹿市池田町1242	田中 悦代	高野 鈴代
玉垣支部	中村瓦店(株)	鈴鹿市東玉垣町1320-3	中村 美樹	西口建工(株)
	ヤマザキファーム	鈴鹿市東玉垣町500-211	山崎 仁美	儀賀美智子
	(有)羽野板金工業所	鈴鹿市南玉垣町6308-2	羽野恵美子	石垣すみ子
	エムツー・サイン(有)	鈴鹿市安塚町1350-263	松田真知子	山崎 仁美
白子支部	(特非)マザーズライフサポーター	鈴鹿市稲生3-8-2	赤松 幸子	竹口 正子
	大新工業(株)	鈴鹿市稲生西2-4-10	磯部千恵子	中林 孝子
	尾池整形外科	鈴鹿市江島町14-18	尾池 吉子	福井 文子
	税理士法人 松永会計事務所	鈴鹿市稲生塩屋2-2-3	松永紀美子	吉澤 時子
平田支部	東京日動火災保険(株)鈴鹿支店	鈴鹿市平田2-1-1	石本 絵美	倉田 澄子
	伊藤造園建設(株)	鈴鹿市平野町石丸7736-1	伊藤千佳子	向井なよ子
鈴峰支部	椿こんにやく	鈴鹿市山本町208-48	豊田智江美	芝 ・ 竹口

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。
あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。
税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、
また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。
健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料での税務研修会・税務相談が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



事務局の案内

〒513-0802 三重県鈴鹿市飯野寺家町816
(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

会員募集

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードができます。
<http://suzuka-hojinkai.jp>

鈴鹿法人会

検索



漢字を使った
クロスワード・パズル解答

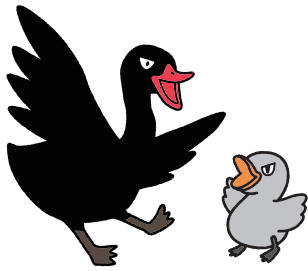
カ	ジ	ク	イ
ナ	ツ	ウ	チ
メ	イ	政	ヨ
テ	キ	ト	ウ
ホ	ン	モ	

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
さて、2018年が新たにスタートし私共広報委員会も時代に即した広報のあり方を模索しながら『すずかめ』が公益法人誌面として相応しいものとなります様に、今年一年頑張ってお参りますので、会員の皆様におかれましては、より一層のご尽力・ご協力を編集後記にて深くお願い申し上げます。

広報委員長 安田克志

新登場



●契約年齢●
0歳～
満85歳
まで

がんを含む
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院にも通院にも、ますます強くなりました

■通院ありプラン 入院給付金日額/通院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(入院一時金特約)を付加した場合

入院	5日未満の場合	一律5日分	2.5万円
	5日以上の場合	1日につき	5,000円
特約が新登場しました			
プラス	入院一時金特約	1回の入院につき	5万円
特約給付金額5万円の場合			
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など	1回につき 20万円
	手術	入院中の手術	1回につき 5万円
		外来による手術	1回につき 2.5万円
放射線治療	入院しなくても	1回につき	5万円
入院給付金日額と同額にパワーアップ			
入院前後の 通院	1日につき		5,000円

終身

ダックの
医療相談サポート

病気・ケガをしたときの、治療費以外の
不安や悩みもサポートします

※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 通院ありプラン 入院給付金日額/通院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型(入院一時金特約)特約給付金額5万円
保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし 定額タイプ
集団取扱

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,865円	2,320円	3,105円	4,660円
女性	2,035円	2,335円	2,815円	4,105円

2017年3月2日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったら
2年に1回を限度に
一時金をお支払いします

三大疾病一時金特約

以後の保険料が
不要になります

三大疾病
保険料払込免除特約



心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days

三大治療もしっかり保障

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時金として	1回限り	がん 50万円 上皮内 新生物 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき	5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき	5,000円
手術	一連の手術については14日間に回 回数無制限	1回につき	10万円
放射線	60日に1回 回数無制限	1回につき	10万円
抗がん剤	治療を受けた月ごと 入院しなくても	5万円 (給付倍率2倍)	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法の際 2.5万円 (給付倍率1倍)
更新後の保険期間を含め通算300万円まで			

終身

10年更新

▽上皮内新生物は保障の対象外

プレミアサポート

訪問面談
サービス

専門医
紹介

ベストドクターズ®サービス
(プレミアタイプ)*

*Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。
※がん専門相談サービス「プレミアサポート」は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療給付金)
は10年更新
集団取扱

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
2017年2月20日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

がんの先進医療に備えられます

がん先進医療特約

がん再発のリスクに備えられます

診断給付金
複数回支払特約

●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(入院一時金特約)(三大疾病一時金特約)(三大疾病保険料払込免除特約)(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。
◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

「生きる」を創る。

Affrac アフラック

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-3-23 ナカジマビル6F

TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。AF法推-2017-0006-1711031 1月30日

資料請求はインターネットで
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成28年版「インシュアランス生命保険統計書」

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

これからも企業の繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

 **大同生命保険株式会社**

三重支社 四日市営業所/三重県四日市市安島1-2-27
(ジェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

 **AIG損害保険株式会社**

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル2F) TEL 059-226-3911

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。

すずかめ冬号(第10号)

©禁無断転載

平成三十年一月